

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 行動計画

職員が仕事と子育ての両立、介護の負担軽減など、職員全員がいきいきと働くことができる環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和7年6月1日～令和10年3月31日

2 行動計画・目標

目標1：育児・介護休業や子の看護等休暇・介護休暇などの諸制度の周知を図り、利用を促進する。

〈取組内容〉

- 令和7年 6月～
- ・育児・介護休業法改正による変更点と規則の整備内容を周知する。
 - ・出生時育児休業（産後パパ育休）を周知し、男性の育児休業取得率を10%以上に引き上げる。
 - ・職員が妊娠から出産・育児までの休暇制度等に関する要点をまとめたパンフレットを作成する。
 - ・管理職会議で共通認識を図り、全職員へ周知する。

目標2：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施し、職員の月平均所定外労働時間を10%以上削減させる。

〈取組内容〉

- 令和7年 6月～
- ・管理職会議で職員へのアンケート内容を確認する。
- 7月～
- ・職員へのアンケート調査を実施
- 8月～
- ・アンケート結果を検証
- 10月～
- ・ノー残業デーの実施（毎週〇曜日）
 - ・週最初の各課・支所のミーティングでノー残業デーを周知する。

目標3：年次有給休暇の取得日数を、1人当たり毎年度10日以上となるように促進する。

〈取組内容〉

- 令和7年 7月～
- ・年次有給休暇の取得状況を把握する。
 - ・年度10日以上有給休暇が付与されている職員に対し、年次有給休暇の取得推進期間（7～9月）を設けるなど、取得促進を周知する。
- 10月～
- ・9月末時点で取得率の低い職員に対しては、所属長が面談のうえ、下半期の計画的な取得を促す。